

「旭東中学校区[旭東中・清水小・新森小路小] 学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 「旭東中学校区学校安心ルール」は、大阪市教育局が作成した「学校安心ルール」(スタンダードモデル)を基にし、地域で子どもたちを育む観点から、旭東中学校・清水小学校・新森小路小学校であらかじめ共通のルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示された内容を心がけるように伝え、一人一人がルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。
- 段階の基準・対応については、あくまでも例示であり、学校は児童生徒一人一人の様子やその時の状況等も十分にふまえ、ルール表の運用を図ります。したがって、運用に関しては、例示と異なる場合もあります。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	教職員に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動 等
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動 等
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなことをする	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 等
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する				

- この学校安心ルール以外に、**中学校では独自のルール**もあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。